

海上における警備行動に係る内閣総理大臣の承認について

（平成21年3月13日  
安全保障会議決定  
閣議決定）

内閣総理大臣は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の規定に基づき、防衛大臣から求められた別紙の海上における警備行動の承認について、これを承認する。

## 別 紙

ソマリア沖・アデン湾は、年間約2,000隻の我が国に關係する船舶が通航するなど、我が国にとって欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路に当たる。世界全体では海賊事案発生数が減少傾向にある中、この海域においては、最近でも重火器で武装した海賊による事案が多発・急増していることは、大変懸念すべき事態である。

このため、海上における人命又は財産の保護のため特別の必要があると認められることから、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条の規定による海上における警備行動により、自衛隊の部隊を派遣し、ソマリア沖・アデン湾において、我が国に關係する船舶を海賊行為から防護するために必要な行動をとること。